

# 病気やけがなどで困らないため

## あなたのそばに**国民健康保険**

病気やけがなどをしたときに安心して医療を受けることができる制度として健康保険があります。わが国ではすべての人が職場の健康保険などに加入する「国民皆保険制度」となっています。国民健康保険(以下、「国保」)は、いずれの保険にも加入できない人を対象にした制度です。

### 加入・脱退のとき

### お早めに届け出を

国保に関する資格が異動したとき、原則として14日以内に加入・脱退の届け出をしなければなりません。村から転入したとき、退職



#### 《加入するとき》

職場の健康保険などに加入して、他の市町村から転入したとき、退職

#### 《脱退するとき》

他の市町村へ転出したとき、就職により職場の健康保険などに加入したとき、国保加入者が死亡したとき、生活保護を受け始めたとき、ほか

資格を喪失したのに届け出をしないと、国保の保険料の請求が続き、加入した健康保険の保険料の支払いと重複することになります。また、資格喪失後に国保の保険証を使用した場合、国保からの支給分について後から返還してもらいます。

## 保険料の納め忘れありませんか

滞納が続いていると...

加入した年の保険料に加えて、届け出が遅れた分の保険料を最長2年間さかのぼって一括納付してもらうこととなります。

国保は、保険料収入と国の補助金、市からの繰入金などで運営されています。保険料がきちんと納付されない、保険料負担の公平性を保つことができません。また、保険料が高くなったり、制度の維持・運営も困難になり、まさかのことになりかねません。

### 保険料の納付が困難な人は相談を

保険証がまもなく更新されます。この時期に合わせ、保険料を滞納している被保険者を対象に、納付相談を行います。対象者には



## 保険証が新しくなります

保険料の滞納がない世帯には郵送

12月1日から国保の被保険者証(保険証)が新しくなります。

保険料を滞納していない世帯には、11月下旬までに新しい保険証を郵送します。12月になっても保険証

が届かない場合、国民健康保険課へご連絡ください。新しい保険証の色は、一般の加入世帯が「若竹色」、退職者医療制度の該当世帯が「白茶色」です。なお、現在お持ちの保険

証の有効期限は11月30日です。期限が過ぎると使用できません。国民健康保険課各支所・市民サービスセンターへ返却するか、ハサミで切るなど破棄してください。12月以降医療機関で初めて受診するときはもちろん、引き続き受診する場合も、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。

以上保険料を滞納したときは、保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の全額または一部を一時差し止めます。特別な事情がある場合は、届け出をしてください。

資格書の交付を受け、保険給付を差し止められた世帯主が、さらに保険料を滞納したときは、差し止めた保険給付額から滞納分を控除し、滞納保険料に充当します(事前に通知します)。

事前に通知し、更新基準に適合すれば、保険証を交付します。高額・長期滞納者には相談の結果によって、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」(短期証)の交付となる場合があります。

未納保険料がある人は、早急に納付してください。なお、通知がなくても相談を受け付けますので、ご利用ください。保険証の返還を求められたり、保険給付を差し止められることがないよう、滞納保険料がある人は、申告することにより、所得の少ない人や所得のない人は、保険料(均等割額と平等割額の合計額)が軽減される場合があります。

### 一括納付や口座振替の利用を

国保の保険料の納付には、一括納付や口座振替を利用することができます。

《一括納付》  
これまで各期ごとの納付書で納付していても、次期以降分を一括して納付することができます。希望者には一括の納付書を送付しますので、国

保収納担当課へご連絡ください。

《口座振替》  
各期ごとにまたは一括して納付する場合も、納め忘れがない口座振替が便利です。申込手続きは、預金通帳と届け出印、保険証を持ち、預金口座がある金融機関で行ってください(市外の金融機関に預金口座がある人は、国保収納担当課、各支所にある本市の口座振替依頼書が必要)。

## 年に一度は、健診(人間ドック)を受けましょう



Aコース	Bコース	Cコース
15,580円	26,000円	37,000円

- 本健診は、11月10日(木)～11月17日(木)の7日間実施します。
- 本健診は、11月10日(木)～11月17日(木)の7日間実施します。
- 本健診は、11月10日(木)～11月17日(木)の7日間実施します。
- 本健診は、11月10日(木)～11月17日(木)の7日間実施します。

西宮健康開発センター  
西宮市医師会診療所 健診部  
TEL.0798(26)9497 FAX.0798(22)6746

〔西宮市国民健康保険被保険者には費用の助成制度があります〕